

第三条の次に次の一条を加える。

(情報の収集及び提供等による協力)

第四条 財務大臣は、政令で定める経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定の締結国の税関当局から申告原産品が特定原産品であるか否かについての確認をするために当該申告原産品に係る特定原産品申告書を作成した者その他の関係者からの情報の収集及び提供その他の必要な協力を求められた場合において、当該協力をすることが適当と認めるときは、その求めに応ずることができ。

2 財務大臣は、前項の求めがあったときは、速やかに、その旨を農林水産大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日(第三号において「発効日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

二 第三条中商標法第二十六条第三項第一号の改正規定及び第十条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第四条中関税暫定措置法別表第一の三第○四〇四・一〇号の改正規定(九九円)の下に「発効日の前日以後に輸入されるものにあつては、三五%及び一キログラムにつき二〇円」を加える部分に限る。及び附則第三条第一項の規定 発効日の前日

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の特許法第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた日が、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の六月前の前日である発明については、第二条の規定による改正後の特許法(次項及び第三項において「新特許法」という。)第三十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第三条第一項各号のいずれかに該当するに至つた日が、施行日の六月前の前日である発明については、同法第十一条において準用する新特許法第三十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日又は環太平洋パートナーシップ協定が署名された日から二年を経過した日のいずれか遅い日以前にした特許出願に係る特許権の存続期間の延長については、新特許法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日における同号に掲げる改正規定による改正後の関税暫定措置法別表第一の三第○四〇四・一〇号の規定の適用については、同号中「発効日」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日」とする。

2 施行日の属する年度に限り、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七条の八第四項の規定の適用については、同項中「政令で定める日」とあるのは、「政令で定める日とし、環太平洋協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける修正対象物品(政令で定める物品を除く。)にあつては環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日とする。」とする。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 施行日前にされた第五条の規定による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の六第一項の登録の申請であつて、この法律の施行の際、登録をすることがどうかの処分がされていらないものについての登録の処分については、なお従前の例による。

(畜産物の価格安定に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日前に、第六条の規定による改正前の畜産物の価格安定に関する法律第六条第三項の規定を受けた同項の計画及び同条第四項の認定を受けた同項の計画については、なお従前の例による。

(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日の属する第七條の規定による改正後の砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(以下この条において「新調整法」という。)第十八条の三第一項の砂糖年度を区分した期間(施行日が同項の砂糖年度を区分した期間の初日の二日前の日又は当該初日の前日である場合にあつては、施行日の属する同項の砂糖年度を区分した期間及び当該期間の翌期間)に係る新調整法第九條第一項第一号二に規定する加糖調製品軽減額及び新調整法第十八條の三第一項に規定する加糖調製品糖平均輸入価格についての新調整法第九條第五項及び第十八條の三第二項において準用する砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(第三項及び第四項において「調整法」という。)第六條第二項の規定の適用については、これらの規定中「その適用期間の初日前三日まで」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八八号)の施行日に定め、遅滞なく」とする。

2 施行日の属する新調整法第二条第九項に規定する砂糖年度(以下この項及び第四項において「砂糖年度」という。)(施行日が砂糖年度の初日の十四日前の日から当該初日の前日までの間のいずれかの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度)に係る新調整法第十八條の二第一項に規定する加糖調製品糖調整基準価格及び新調整法第十八條の六第一項に規定する加糖調製品糖調整率についての新調整法第十八條の二第二項及び第十八條の六第三項の規定の適用については、これらの規定中「毎砂糖年度、当該年度の開始前五日まで」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八八号)の施行日(以下この項において「施行日」という。))の属する砂糖年度(施行日が砂糖年度の初日十四日前から当該初日の前日までの間のいずれかの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度)については、施行日」とする。

3 施行日の属する調整法第六條第一項の政令で定める期間(施行日が同項の政令で定める期間の初日の二日前の日又は当該初日の前日である場合にあつては、施行日の属する同項の政令で定める期間及び当該期間の翌期間)に係る新調整法第十八條の二第一項第二号に規定する加糖調製品糖標準価格についての同条第五項において準用する調整法第六條第二項の規定の適用については、同項中「その適用期間の初日前三日まで」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八八号)の施行日に定め、遅滞なく」とする。

4 施行日の属する砂糖年度(施行日が砂糖年度の初日の十四日前の日から当該初日の前日までの間のいずれかの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度)に係る新調整法第二十五条の二第一項第二号の農林水産大臣が定める額についての同条第二項において準用する調整法第二十四条第三項の規定の適用については、同項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前五日まで」に定めて「とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八八号)の施行日(以下この項において「施行日」という。))の属する砂糖年度(施行日が砂糖年度の初日十四日前から当該初日の前日までの間のいずれかの日である場合にあつては、施行日の属する砂糖年度及び当該砂糖年度の翌砂糖年度)については、施行日に定め、遅滞なく」とする。

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第八条の規定による改正後の著作権法(次項及び第三項において「新著作権法」という。)第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十七条並びに第九十一条第二項第一号及び第二号の規定は、施行日の前日において現に第八条の規定による改正前の著作権法(以下この項において「旧著作権法」という。))による著作権又は著作隣接権が存する著作物、実演及びレコード、実演及びレコードについては、なお従前の例による。

2 新著作権法第六十六条第三項の規定は、著作人又は実演家の死亡の日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した日が施行日以後である場合について適用し、その経過した日が施行日前である場合については、なお従前の例による。